

持続可能な救急医療体制推進事業
業務委託企画提案仕様書

令和3年4月
山梨県福祉保健部医務課

1 目的

本県における救急医療体制については、軽症患者に対応する初期救急医療は地区医師会の開業医等により、また、中等症以上の患者に対する二次救急医療は地域の輪番病院により運営されている。

しかし、地域の医師不足や偏在、医師の高齢化に加え、医師の働き方改革による時間外労働の規制など、さまざまな課題への確に対応しつつ救急医療を確保していくためには、これまでの取り組みではおのずと限界があり、救急医療を大きく見直す必要がある。

本業務は、救急医療に関する傷病別の患者数や医療機関ごとの受入数、医師の勤務時間等の実態調査・分析、課題の抽出、その解決策を提示することにより、本県の持続可能な救急医療体制の構築に向けた検討を行うことを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 県内の医療機関に対する実態調査及び分析の実施

救急を担う医療機関の負担の程度や医師の勤務時間等の実態を正確に把握するための実態調査を実施し、救急医療体制の見直しに必要なデータの抽出及び分析を実施する。

【本県の救急医療体制】

別紙「山梨県救急医療体制」を参照

【調査の項目】

① 救急医療に携わる医師の勤務時間及び忙しさの要因調査

- ・ 調査対象：二次救急病院 33 施設の医師

(参考：山梨県全 60 病院における医師総数 1,433 名 [H29.10 医療施設調査])

- ・ 調査項目

- 医師以外の職種を含む救急体制(平日昼間、救急当番、救急非当番日)
- 救急業務に要する勤務時間数及び時間外勤務時間数
- 救急業務に要する医師一人当たり当直/当番日数(昼間、夜間)
- 救急業務に要する待機時間と実働時間の割合(平日昼間、救急当番日)
- その他事業者が提案する事項

② 救急患者受入実態調査

- ・ 調査対象：二次救急病院 : 33 施設

初期救急在宅当番参加診療所 : 373 施設(*)

初期救急在宅当番参加病院 : 23 施設(*)

* 令和元年度実績数のため、多少の変動の可能性あり

- ・ 調査項目
 - 救急当番日数
 - 平日昼間患者数（外来や救急搬送など受診方法別に）
 - － 時間帯別患者受入数
 - － 疾患別患者受入数
 - － 重症度別患者受入数
 - － 年齢別患者受入数
 - 救急当番日及び非当番日患者数（外来や救急搬送など受診方法別に）
 - － 時間帯別患者受入数
 - － 疾患別患者受入数
 - － 重症度別患者受入数
 - － 年齢別患者受入数
 - 救急患者居住地
 - 救急に対する意見・今後の方向性等（自由記載）
 - その他事業者が提案する事項

③ 救急搬送実態調査

- ・ 調査対象：消防本部 10 本部
- ・ 調査項目
 - 搬送要請に対する搬送割合
 - 救急搬送受入病院別×重症度別応需率
 - 救急隊の受入病院別平均滞在時間
 - 年齢別×重症度別搬送先
 - その他事業者が提案する事項

④ 他自治体の救急医療体制の先進的な取組状況等に係る調査分析

⑤ その他事業者が提案する事項

(2) (1) の調査及び分析結果を基にした持続可能な救急医療体制の整備計画の作成
 (1) で抽出したデータ分析の結果に基づき、効果的な救急医療体制の整備計画の素案を作成する。

4 委託料

委託料上限 26,268,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとする（別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。）。

（2）その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

（1）受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

（2）個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

- （1）本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- （2）委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- （3）本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- （4）本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- （5）成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告すること。
- （6）本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- （7）本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準表

区分	評価項目	配点
調査・ 分析	実態調査の調査項目について、救急医療の実態把握や持続可能な救急医療体制の整備計画を検討するために有用な提案がなされているか。	10
	実態調査の調査方法について有用な提案がなされているか。回答者の過度の負担とならない配慮がなされ、分析に必要な回収率が見込まれる提案となっているか。	10
	調査結果の分析について、救急医療の実態や課題の把握、持続可能な救急医療体制の整備計画を検討のために有用な提案がなされているか。	10
	持続可能な救急医療体制の整備計画の作成について、具体的な手順・検討内容が示されているか。	10
	他自治体の先進的な取組状況等に係る調査分析をするために有用な提案がなされているか。	5
	その他、本事業の目的の達成のために有益な提案がなされているか。	5
	確実に業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	5
コンサルティング 実績	官公庁又は都道府県からの委託事業等で、救急医療、医師の働き方改革に関する調査分析業務等に従事した実績を有する担当者を配置しており、本事業の運営に貢献することが見込まれるか。	10
実施体制	組織体制や人員、医療分野に関する専門的知識を有する者の配置など、事業を実施する上での体制が十分確保されているか。	10
	情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5
その他 提案 アピール	事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか。	10
価格	最も低い費用の提案者を10点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数 = 10 × 最低価格 / 見積価格 (小数点以下四捨五入)	10

計100点

山梨県救急医療体制図 (R3. 4. 1現在)

三次救急医療体制

複数の診療科領域にわたる重篤救急患者を24時間体制で受け入れる

(事業主体は県)

救命救急センター

(県立中央病院)

山梨大学医学部附属病院

二次救急医療体制

手術・入院を要する重症患者を休日・夜間に受け入れる

(事業主体は市町村)

交付税措置あり)

病院群輪番制 6地区

(参加33病院)

小児病院群輪番制 2地区

(参加7病院)

初期救急医療体制

比較的軽症な救急患者を休日・夜間に診療する

(事業主体は市町村)

交付税措置あり)

甲府市医師会救急医療センター

在宅当番医制 9地区

小児初期救急医療センター 2施設

救急告示施設

病院：36 診療所：5 合計：41

救急病院等を定める省令に基づく救急患者受入協力医療機関

救急医療情報体制

インターネットを活用した情報システムにより、救急医療機関から情報を収集し、県民、医療機関及び消防本部へ情報の提供を行う

「やまなし医療ネット」
救急医療情報センター

県内の救急医療体制（R3.4.1現在）

二次医療圏	保健所	地域保健医療推進委員会	輪番地区	消防本部	医師会	市町村名 (◎=代表市町村)	初期救急医療体制 (センター方式・在宅当番医制)		二次救急医療体制 (病院群輪番制)
							休日(昼間)	夜間	
中北	甲府	中北	峡中	甲府地区	甲府市	◎甲府市	7施設/日 ※南アルプス市を除く	甲府市医師会 救急医療センター	休日2施設/日 夜間2施設/日 (参加10施設)
	中北				中巨摩	◎甲斐市 (竜王・敷島地区) 中央市 昭和町			
						南アルプス市	南アルプス市	3施設/日	
峡北支所	峡北	峡北	北巨摩	斐崎市 ◎北杜市 甲斐市 (双葉地区)	2施設/日	1施設/日 (月～金曜日)	休日2施設/日 夜間2施設/日 (参加4施設)	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県立中央病院 市立甲府病院 地域医療機能推進機構 山梨病院 甲府共立病院 国立病院機構甲府病院 甲府城南病院 甲府脳神経外科病院 巨摩共立病院 白根徳州会病院 山梨大学医学部附属病院 	
峡東	峡東	峡東	東山梨	東山梨	東山梨	◎甲州市 山梨市	1施設/日	1施設/日 (月10日前後)	<ul style="list-style-type: none"> 山梨厚生病院 加納岩総合病院 塩山市民病院 勝沼病院 牧丘病院
			笛吹市	笛吹市	笛吹市	◎笛吹市	1施設/日	1施設/日	<ul style="list-style-type: none"> 笛吹中央病院 石和共立病院 一宮温泉病院 富士温泉病院
峡南	峡南	峡南	峡南	西八代郡	◎市川三郷町	2施設/日	(二次病院)	<ul style="list-style-type: none"> 峡南医療センター 市川三郷病院 峡南医療センター 富士川病院 峡南病院 飯富病院 身延山病院 	
			南巨摩郡	早川町 身延町 南部町 富士川町	※夜間は市川三郷病院を除く				
富士東部	富士東部	富士東部	富士東部	大月市	北都留	大月市 小菅村 丹波山村	1施設/日	(二次病院)	<ul style="list-style-type: none"> 休日5施設/日 [東部3, 北麓2] 夜間5施設/日 [東部3, 北麓2] (参加5施設)
				上野原市	◎上野原市				
				都留市	都留	◎都留市 道志村	1施設/日	(二次病院)	
				富士五湖	富士吉田	◎富士吉田市 富士河口湖町 忍野村 山中湖村 鳴沢村	1施設/日	(二次病院)	
合計			6	10	10	27	19	5+1(センター)	休日12・夜間14 (参加33施設)

小児救急医療体制	小児初期救急医療体制		小児病院群輪番制	
	甲府地区	《甲府市医師会救急医療センター内》 小児初期救急医療センター (休日、夜間、土曜日の午後)	1施設/日(参加4施設) (休日、夜間、土曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 県立中央病院 国立病院機構甲府病院 市立甲府病院 山梨厚生病院
富士・東部地区	《富士北麓総合医療センター内》 小児初期救急医療センター (休日、夜間(19:30～24:00)、土曜日の午後)	1施設/日(参加3施設) (休日、夜間、土曜日)	<ul style="list-style-type: none"> 富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 都留市立病院 	

三次救急医療体制 (救命救急センター)	全 県	<h3 style="margin: 0;">山 梨 県 立 中 央 病 院</h3> <p style="margin: 0;">常 時 (2 4 時 間) 待 機 体 制 ・ オ ン コ ー ル 体 制</p>
------------------------	-----	---